

(3) 予察表に係る方針等

予察駆除は、常時駆除を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。予察駆除を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。
なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察駆除の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

3 鳥獣の適正管理の実施

(1) 方針

農林作物等への被害、生活環境若しくは生態系へ影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的及び効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
(2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第15表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノワグマ ニホンザル ニホンカモシカ	14～18	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び有害駆除の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、管理計画の策定を行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	

4 有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定

(1) 方針

- ① 有害鳥獣の駆除は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、被害の実態に即応した適正な実施に努めることとし、生息数の少ない種の鳥獣、鳥獣保護区など生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可については、特に慎重に取り扱うこととする。
- ② 有害鳥獣駆除を迅速に実施するために、昭和56年からその捕獲許可に係る知事の権限の一部を市町村長に委譲しており、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）、第9次鳥獣保護事業計画の基準に従って適切に事務が遂行されるとともに、青森県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村長に対して助言するものとする。
- ③ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。
また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処するものとする。
なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。
- ④ 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。また、捕獲物は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体（狩猟鳥獣を除く。）を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続きを行うよう指導するものとする。
また、捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないよう特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
- ⑤ 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。
また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

- (2) 許可基準
 ア 許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
 (ア) 国及び地方公共団体
 (イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会
 (ウ) 被害等を受けた者
 (エ) 駆除従事者
 (フ) 駆除従事者として被害市町村に住所を有し、所属する狩猟者団体の長から推薦された者であること。ただし、銃器の使用以外の方法によりカラス類を駆除する者であつて、カラス類の駆除に関する技能及び知識について県又は市町村の指導を受け、カラス類の駆除を適切に実施できる能力があると認められるものは、この限りでない。
 (ク) 施した射撃訓練に参加したものであること。甲種の猟具を使用し、通算3回以上の狩猟者登録を受けた者であつて、原則として有害駆除に携わる1年以内に所属狩猟者団体の狩猟者登録を受けた者であること。
 (ケ) 鳥獣の種類・員数
 (コ) 鳥獣の卵の採取は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。
 (カ) 現に被害を発生させているが、これを捕獲することが困難であり、駆除の目的が達成できない場合
 (キ) 建築物等の汚染を防止するための果を除去するため、必要最小限の員数(羽、頭、個)とする。

- イ 駆除期間
 駆除期間は最も効果的な駆除ができる期間を選び3日以内とすること。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
 (イ) 駆除対象以外の鳥獣の繁殖期は避けること。
 (ウ) 狩猟期間中及びその前後15日間内の駆除は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。
 オ 駆除実施区域
 駆除を実施する区域は必要最小限であること。
 カ 駆除方法
 (ア) 駆除の方法は、原則として法第15条で禁止されている捕獲手段を除き、従来の駆除実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とすること。
 (イ) 甲種の猟具等を使用してカラス類を駆除する場合には、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれがなく、かつ、これらの鳥獣等が殺傷又は損傷するおそれがない方法とすること。
 (ウ) 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区にあつては、鉛散弾は使用しないものとする。
 キ 鳥獣の種類別許可基準等

(第16表)

許可権者	鳥獣名	許可基準					許可対象者	留意事項	被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽(頭)数				
市町村長	カラス類	銃器	県内一円	4月～3月	3日以内	その程度	(2)のアに該当する者	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	4月～11月	〃	〃	〃	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	4月～3月	〃	〃	〃	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	
市町村長	カラス類	銃器	〃	必要と認められる時期	必要最小限の日数	その程度	(2)のアに該当する者	銃器、銃弾、毒物、毒餌	大豆、雑穀、生息保護	

5 駆除の適正化のための体制の整備等

(1) 方 針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速、かつ、適切に対応するためにも、県は関係部局と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、市町村に対して駆除隊の編成、関係者間の連携及び迅速な情報連絡を図るための連絡協議会の設置並びに被害防止体制の充実に努めるよう指導するものとする。

(2) 駆除隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
カラス類 ムクドリ スズメ類 ハト ツキノワグマ ノコウサギ	被害発生市町村	

(3) 指導事項の概要

ア 有害駆除は班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する駆除技術の優れた者、駆除のために出勤の可能な者で、駆除を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。
イ 班には班を代表し、編成員を統括する代表者(班長、副班長)を置くこと。
ウ 班は狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急駆除時の指揮命令系統等を定めて置くこと。

第5 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づき鳥獣の保護管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地区周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンサルが生息調査等に関係機関の研究者等の協力を得て実施するものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方 針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 調査の概要

県内に生息する鳥獣(狩猟鳥獣を除く。)であって、鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種について、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、生息分布、出現の季節及び生態等を把握し、これに基づき鳥獣生息分布図を作成する。

イ 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

青森県版レッドデータブック記載種の鳥獣のうち鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種

(3) 希少鳥獣等保護調査

ア 調査の概要

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、文化財保護法及び県の鳥等に指定されている鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、適切な保護対策を検討するものとする。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査方法	調査内容	調査地域	調査時期	備考
ニホンザル	14～15	保護管理対策のための生息数の把握、現地調査及び既存資料収集		川内町、大郷町、大間町、黒川町、佐井村、龍野沢村 弘前市、相馬市、青森県 むつ市及び下北郡	4月～3月	
ツキノワグサ	14～16	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	弘前市、相馬市、青森県	10月～3月	
イヌワシ	14～15	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	青森県、むつ市、弘前市、黒川町、龍野沢村、佐井村	4月～3月	
クマ	14～15	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	青森県、むつ市、弘前市、黒川町、龍野沢村、佐井村	4月～3月	
ハクチョウ	14～18	生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	現地調査及び既存資料収集	むつ市、平内町、龍野沢村	10月～3月	

(第18表)

- (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
- ア 調査の概要
県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生息状況を全国一斉調査に併せて調査する。また、必要がある場合は、重要な湿地(湖沼、海岸等)については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査するものとする。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。
- イ 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	調査内容	備考
上北町(小川原湖) 六ヶ所村(高瀬川) むつ市(大湊湾) 平内町(小湊浅所) 青森市(原別海岸) 藤崎町(平川) 鶴田町(廻堰溜池) 森田村(狄ヶ館溜池) 弘前市(砂沢溜池)	14～18		生息状況調査、生息環境調査	

(第19表)

- (5) 鳥獣保護区等の設定・管理等調査
- ア 設定・管理調査
鳥獣保護区等の適正な設定・管理の方針を検討するため、既設定鳥獣保護区及び新規設定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。
- イ 設定効果測定調査
鳥獣保護区及び休猟区の設定効果を把握するため、これらの設定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類	調査方法	備考
鳥獣保護区 平滝沼 市川・津田 大湊 鉄砲口 田光沼	14 15 16 17 18	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回 = 8人		コジュリン、チュウヒ、ハヤブサ ワシ、タカ類 オオハクチョウ オオハクチョウ、コウガン オオセツカ
休猟区 善光寺平 又重 白糠 田茂代 倉岡	14 15 16 17 18	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回 = 8人		キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネ " " " "

(第20表)

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣について生息分布、生息数の増減傾向等の生息状況調査を実施する。また、狩猟の持続を図るためにキジ及びヤマドリ放鳥効果調査及び狩猟者の狩猟実態調査等を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

- ア 調査の概要
ツキノワグサ、キジ及びヤマドリについて、その行動域、生息環境、生息数とその増減傾向及び年齢構成等生息状況を把握して適切な狩猟対策の確立を図るものとする。
- イ 調査計画

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ツキノワグサ キジ、ヤマドリ	14～18 "	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。	

ウ 管理計画樹立の対象とする狩猟鳥獣の種名

ツキノワグサ、キジ、ヤマドリ

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

キジ及びヤマドリ猟の持続を図るため、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジ及びヤマドリの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。

イ 調査計画

(第22表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識の種類		調査者数	調査方法	備考
			足	環			
キ ジ	14	1,050羽	"	"	1,050個	標識の装着、回収による。	
	15	1,050	"	"	1,050	"	
	16	1,050	"	"	1,050	"	
ヤマ ドリ	17	1,050	"	"	1,050	"	
	18	1,050	"	"	1,050	"	
	14	90羽	足	環	90個	標識の装着、回収による。	
ヤマ ドリ	15	90	"	"	90	"	
	16	90	"	"	90	"	
	17	90	"	"	90	"	
ヤマ ドリ	18	90	"	"	90	"	

(4) 狩猟実態調査
ア 調査の概要

狩猟者の狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等について、主としてアンケート方式により調査し、狩猟の実態を把握する。

イ 調査計画

(第23表)

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カモ類	14～18	①狩猟期間中の狩猟日数 ②狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識 ③狩猟者1人1日当たり狩猟面積 ④狩猟回数 ⑤捕獲場所 ⑥捕獲鳥獣の種類別数量 ⑦捕獲鳥獣の利用方法 ⑧販売される 捕獲鳥獣の販売ルート ⑨狩猟事故発生件数	アンケート調査 (調査対象人員250人)	県内一円

4 有害鳥獣対策調査

- (1) 方針
農林作物等に被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等と被害発生との関連を明らかにする調査を実施する。
- (2) 調査の概要

(第24表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類	14～18	①被害状況 ②生息分布 ③生息密度 ④行動圏 ⑤食性 ⑥繁殖状況 ⑦生息環境 ⑧被害対策技術	既存資料及び聞き取り	
カモ類	"			
スズクドリ	"			
ハト類	"			
ニホンザル	"			
ニホンカモシカ	"			
ノウサギ	"			

第6 特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項

1 方針

個体数の増加や分布域の拡大により農業被害等が拡大し、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

(第25表)

計画策定年度(予定)	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間(予定)	対象区域	備考
平成15年度	農業被害に加えて人家侵入等の被害も発生し、住民生活に影響を及ぼしていることから、保護管理の目標を設定し、所要の対策を講ずる。	ニホンザル	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	むつ市及び下北郡	

第 7 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方 針
鳥獣保護の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会や講演会などの鳥獣保護思想の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第26表)

事 業 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
探鳥会開催指導 鳥獣関係ビデオ等の貸付 愛鳥週間 鳥獣保護実績発表会														

(3) 愛鳥週間行事等の計画

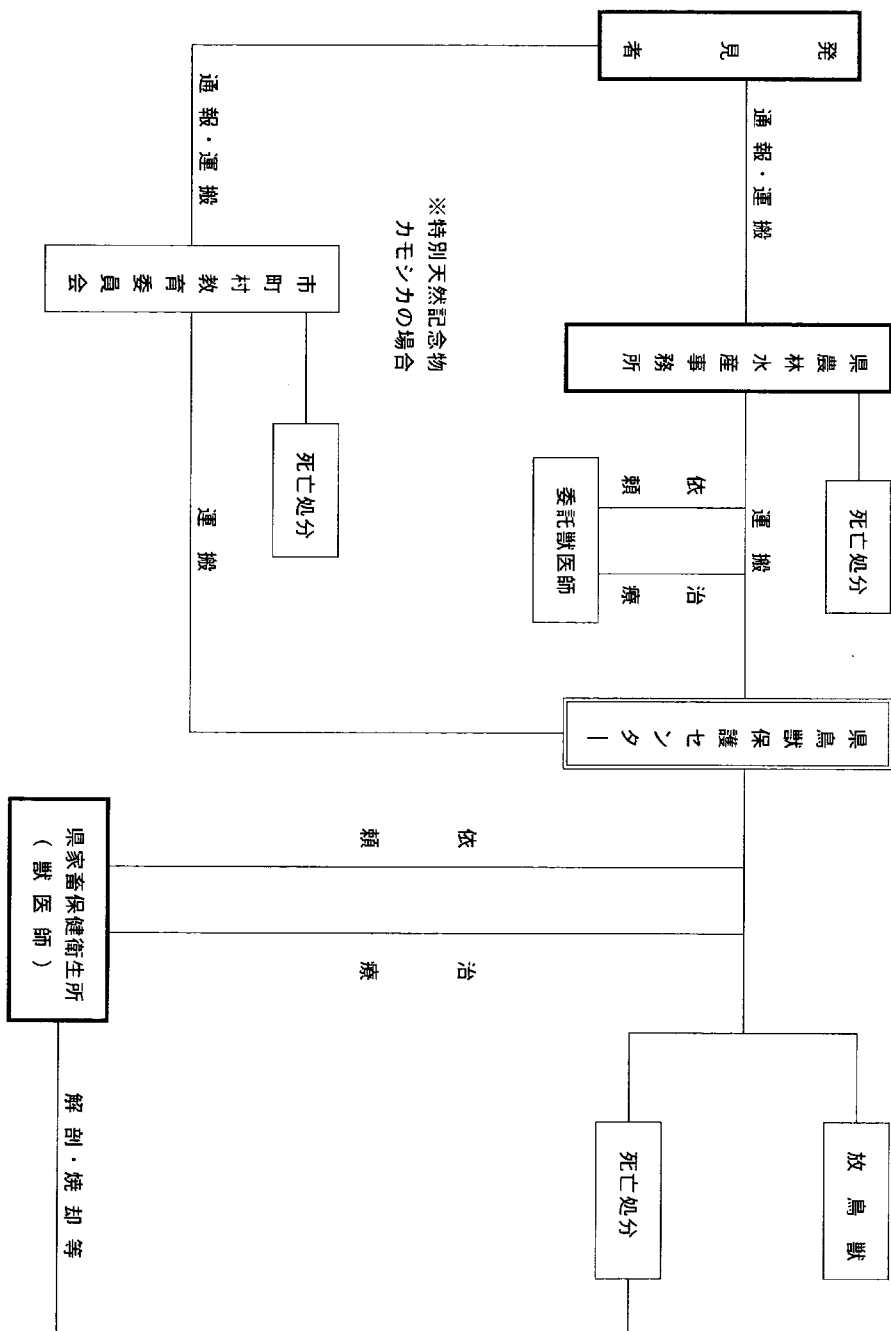
(第27表)

区 分	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	備 考
愛鳥週間行事 探鳥会 講演会 県内各地 1,000人	ポスター原画募集・展示 在来種の食餌木の支給・ 植栽	同 左	同 左	同 左	同 左	
鳥獣保護実績 発表大会	小・中・高校 保護団体 青森市 200人	同 左	同 左	同 左	同 左	

(4) 傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に、各地域の保護収容施設を活用しながら機動的に保護収容及び介護を行うこととし、油污染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努めるものとする。
なお、難及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図るものとする。

傷病鳥獣保護フローチャート



2 野鳥の森等の整備
鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備することとする。

(第28表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利 用 の 方 針	備 考
梵 珠 山 野 鳥 の 森 (自然ふれあいセンター)	14～18	浪 岡 町	196 ha	センター1棟、駐車場 森林194ha	展示・学習施設	探鳥会等の開催により、県民 が鳥獣に接する機会を設け鳥 獣保護思想の普及啓発を図 る。	

3 愛鳥モデル校の指定

- (1) 方 針
小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定するものとする。
- (2) 指定期間
5 年 間
- (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容
鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。
- (4) 指定計画

(第29表)

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		備 考
	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	
小 学 校	0	1	1	1	2	2	1	3	3	3	5
中 学 校	0	1	1	1	2	2	1	3	4	4	5
その他の学校等											
計	0	2	2	2	4	4	2	6	6	8	10

4 法令の普及徹底

- (1) 方 針
鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制の制度、鳥獣飼養許可制度等特に一般県民に関係ある事項について広報紙、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。
- (2) 年間計画

(第30表)

重 点 項 目	実 施 時 期												実 施 方 法	対 象 者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲の規制の制度	←													広報紙、ポスター、パンフレット、	一般県民及び販
鳥獣の飼養許可制度														ホームページ等による周知及び販	売店等
														売店等の立入調査	

第8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

- (1) 方針
鳥獣保護区の設定、存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の設定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区設定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護事業を適正に実施するものとする。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図るものとする。
- (2) 設置計画

(第31表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	
出先機関 東 地方農林水産事務所林業振興課		2	2		2	2	本 庁 企 画、立案、農林水産事務所及び関係団体の指導、 各種調査の実施等 農林水産事務所 狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付、 狩猟取締り指導、鳥獣保護普及啓発等
中南		2	2		2	2	
三戸		2	2		2	2	
北		2	2		2	2	
上北		2	2		2	2	
下北		2	2		2	2	
西		2	2		2	2	

- (3) 研修計画
ア 毎年2名を野生生物保護研修に参加させるものとする。
イ 年1回担当職員の研修会を開催するものとする。

(第32表)

名 称	主 体	性 質	時 期	回 数/年	規 模	人 数/年	内 容	目 的	備 考
野生生物保護研修 担当職員研修	国 県		9～10月 5月	1回 1回	全 国 全 県	2名 14名	鳥獣の保護管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護ほか 鳥獣保護行政、農林被害対策と鳥獣保護ほか	鳥獣の生態と保護ほか	

2 鳥獣保護員

- (1) 方針
鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護事業の効果的な運営に資するものとする。
- (2) 設置計画

(第33表)

基準設置数 (A)	平成13年度末			年 度					計 (C)	充足率 (C/A) %	備 考
	人員 (B) 人	充足率 (B/A) %		平成14年度 人	平成15年度 人	平成16年度 人	平成17年度 人	平成18年度 人			
56	56	100		0	0	0	0	0	56	100	

(3) 年間活動計画

(第34表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助 ② 鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入調査 ③ 狩猟関係法令の違反防止指導、普及	←-----→												一人当たりの勤務日数は、年間42日間とする(12月及び1月は5日、11月及び2月は4日、これら以外の月は3日とする。)

(4) 研修計画

(第35表)

名 称	主 催	時 期	回 数 / 年	規 模	人 数	内 容	目 的	備 考
鳥獣保護員研修	出先機関	4月	1回	農林水産事務所	56名	鳥獣保護事業を適正に運営するため、鳥獣保護員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②保護思想の普及方法 ③鳥獣判別 ④有害駆除に関すること。⑤指導取締り		

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方 針

有畜鳥獣駆除や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い鳥獣の保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回 数 / 年	規 模	人 数	内 容	目 的	備 考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	1回	全県	26人	鳥獣の保護管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 ①鳥獣関係法令等 ②鳥獣の判別 ③猟具の取扱い ④狩猟のマナー		

(3) 狩猟者の減少防止対策
 有害鳥獣の駆除の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を詳細に把握するものとする。
 また、それを踏まえ、必要に応じて、有害鳥獣の駆除の実施に支障が生じないよう狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

- (1) 方 針
 傷病鳥獣の保護等鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、昭和60年度に保護収容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護収容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討し、鳥獣保護思想の普及に努めるものとする。
- (2) 鳥獣保護センター等の施設計画

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要	施 設 の 内 容	利 用 の 方 針	備 考
青森県鳥獣保護センター	14～18	平 内 町	2,835㎡	管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣保護収容施設、資料室	傷病鳥獣の保護収容等鳥獣保護思想の普及啓発	

(第37表)

5 取 締 り

- (1) 方 針
 狩猟の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施するものとする。また、各農林水産事務所職員及び鳥獣保護員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。
 なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体との連携、協力に努めるものとする。
- (2) 年間計画

(第38表)

事 項	実 施			時 期									備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥類の違法捕獲の違反	←		→										
飼養、販売の違反													
期間外狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲													
日出前、日没後の狩猟													
保護鳥獣の捕獲、矢先の不確認													
制限区域の狩猟、登録証の不携帯													
加工品店の指導取締													